寒川町事業仕分け 実施結果と町の方針

事業名	企画調整事務			主管課	企画調整担当
仕分け結果	不要	民間	国・県・広域	町(要改善)	町(現行どおり)
	0	5	0	0	0
コメント	 ・転回場の必要性が不明。採算がとれれば本来は民間であるべき。 ・バス業者が負担すべき。採算ラインについて、理論武装し、バス事業者ときちんとした協議を行うべき。 ・転回場が路線継続の絶対条件でない以上、あえて町が金を出してやらなくても良いと思われる。 ・路線が黒字であれば、事業者が転回場の確保をすると思うが、280万円をかける意味がよくわからない。 ・当面町でも良いが、将来的には事業者負担に切り替える。(現状継続 				
	に期間を定める)				
今後の方針	町(現行どお	IJ)			
理由	由 従前は、バス転回場のようなバス事業に要する施設は、バス事業者が事業実施のために確保していたものであったが、平成14年の道路運送法の改正によりバス路線に関する規制緩和があり、交通空白地域が出てくる中で平成19年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が制定され、市町村の責務として、主体的に地域公共交通の活性化<略>				
	に取り組むよう努めることが定められた。このため、寒川駅南口を含め				
	た地域全体の活性化のための公共交通を確保し、利便性を図る必要から 町としてバス転回場用地を確保する必要があるため、現行どおりとす				
	る。				